**居宅介護支援（事業者向け）**

**事業の開設に当たって**

〇　東かがわ市内で居宅介護支援事業所を開設する場合は、東かがわ市の指定を受ける必要があります。

〇　介護保険制度における指定事業者は、法令の規定に沿った適正な事業運営が求められるため、事業開始に当たっては、関係法令・通知等の内容を十分に理解していただくことが重要です。十分に基準を理解した上で、全体の事業計画を検討してください。

**指定申請について**

　〇　事業所の指定は、毎月１日付けの指定となります。

　〇　申請書の提出期限は、指定を受ける日の１ヶ月前が提出期限となります。

　〇　申請書に不備等があった場合や提出期限までに補正が完了していないものは、受付けできませんので、余裕をもって早めに相談・申請してください。

**指定更新申請について**

　〇　指定の効力には、有効期間（６年）が設けられています。有効期間満了後も引き続き市内で事業を行う場合は、指定更新の申請を行う必要があります。

　〇　申請書の提出期限は、有効期間満了日の１ヶ月前が提出期限となります。

**申請について**

○　担当窓口　東かがわ市　長寿保健課　介護保険グループ

　○　受付（相談）時間９：００～１２：００、１３：００～１７：００

電話　 ０８７９－２６－１３６０

　　　ＦＡＸ　０８７９－２６－１３６１

E-mail 　hk-chojuhoukoku@city.higashikagawa.kagawa.jp

**審査手数料について**

　〇　申請には、審査手数料が必要です。審査手数料の金額は、次のとおりです。

　　　　　指定申請：２０，０００円　　　　指定更新申請：１０，０００円

　〇　審査手数料は，申請受付後納付書をお送りしますので金融機関等で納付してください。

　〇　この手数料は、審査に対する手数料です。申請の内容によっては、指定や更新を行わないことが　　あります。

**指定後の留意点について**

次のような場合は速やかに変更届や体制届等の提出が必要となります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 内容 | 届出期日等 | |
| 変更届  再開届 | ・管理者、介護支援専門員等、届出事項に変更があった場合  ・休止していた事業を再開した場合 | １０日以内 | |
| 体制に  関する届（加算関係） | ・介護給付費に係る体制に変更（減算となる場合も含む）があった場合。  ・加算に係る要件を満たさなくなった場合も速やかに加算を廃止する旨届け出てください。 | 加算 | 毎月１５日までは翌月、  １６日以降は翌々月から算定 |
| 減算(※) | 速やかに提出（事実の発生日が適用年月日） |
| 廃止届  休止届 | ・事業所の廃止や休止をする場合 | １月前まで | |

※　加算等が算定されなくなる状況や人員基準の欠如等により減算となる状況が生じた場合は、速やかに届け出る必要

があります。

**申請時等提出書類について**

《指　　定》　指定申請書、付表（指定）、別紙（指定）、添付書類

《指定更新》　指定更新申請書、付表（指定更新）、別紙（指定更新）、添付書類

《各 種 届》　変更届

　　　　　　　　休止・廃止届

　　　　　　　　再開届